

松江市地域密着型サービス事業の利用に係る基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法78条の2第8項及び法第115条の12第6項の条件（以下「条件」という。）についての基本的な方針を定め、介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の円滑なサービス利用に資することを目的とする。

(他市区町村から転入した者による地域密着型サービス事業所の利用)

第2条 他市区町村から転入し、松江市内に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所のうち、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用を希望する者は、転入後3箇月を経過した者に限るものとする。

(例外措置)

第3条 前条の規定にかかわらず、他市区町村から松江市に転入した（する）者が次の条件に該当する場合は、事業所がその旨を事前に松江市へ申請（様式第1号）し、許可（様式第2号）を得た場合は、松江市内の地域密着型サービスを利用することができる。

- (1) 利用希望者の金銭管理、各種官公署の手続き、その他日常生活上の諸手続きを主として担う者の転入に伴い松江市に転入した（する）者
- (2) 1年以上松江市内に居住する2親等以内の親族の住所へ転入した（する）者
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が必要と認められる者
- (4) その他、早急にサービスの利用が必要と認められる者

(施設の要件)

第4条 前条の規定による利用希望者を受け入れることができる事業所は次の要件を満たさなければならない。

- (1) 開設から1年を経過していること
- (2) 利用申請をしている既存の待機者がいない又は既存の待機者より利用の必要性が高いこと
- (3) 前条の規定による受け入れ人数が、1ユニット1名以下であること
なお、その者の利用が1年を経過したときは、1ユニット1名の規定から除外する

附 則

この基本方針は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成29年11月1日から適用する。